

第五次香川県保健医療計画の概要

1 計画の位置付け等

- (1) 医療法の規定に基づく計画であり、本県における医療従事者や医療提供体制の確保を図るための計画です。(第30条の4第1項、第30条の12第1項)
- (2) 「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」に基づく行動計画です。
- (3) 本計画の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までとします。

2 基本理念

県民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、各地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを基本理念とします。

3 取組の方向性

- (1) 患者や県民に医療に関する情報を積極的に提供します。
- (2) 県民が安心して医療を受けられる環境を整備します。
- (3) 保健医療従事者の養成・確保を推進します。
- (4) 地域の実状に即した医療提供体制の整備・充実を推進します。
- (5) 医療連携体制の構築を推進します。

4 計画の主な内容

(1) 医師等の医療従事者の確保と資質の向上

医師及び歯科医師について

- ・ 生涯の各ステージに応じた医師確保対策を推進します。
- ・ 医師の地域間格差・診療科間格差を是正します。
- ・ 二次保健医療圏域間のバランスを考慮した歯科医師の養成・確保に努めます。

看護職員について

- ・ 「養成」、「離職の防止」、「再就業の支援」を推進します。
- ・ 関係機関との連携のもと、看護職員の生涯学習を推進します。

(2) 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

県民だれもが、いつでも、どこでも身近な地域で症状に合った適切な医療をより効率的に受けることができるようにするためには、

- ・ 患者や県民に対して、各医療機関等における実施可能な治療内容等の情報を積極的に提供するとともに、
- ・ 病院や診療所、歯科診療所、薬局等が、それぞれ機能分化を進め、相互に有機的に連携、補完しあいながら対応することが重要です。

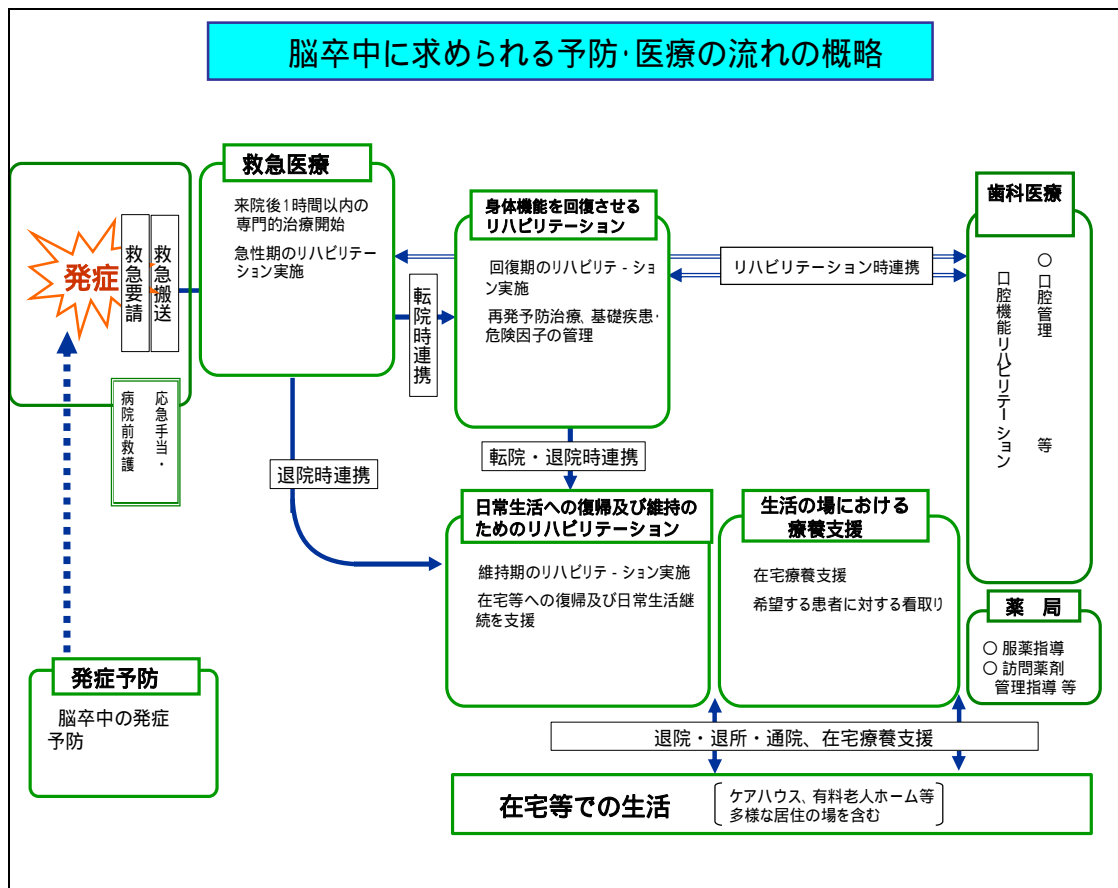
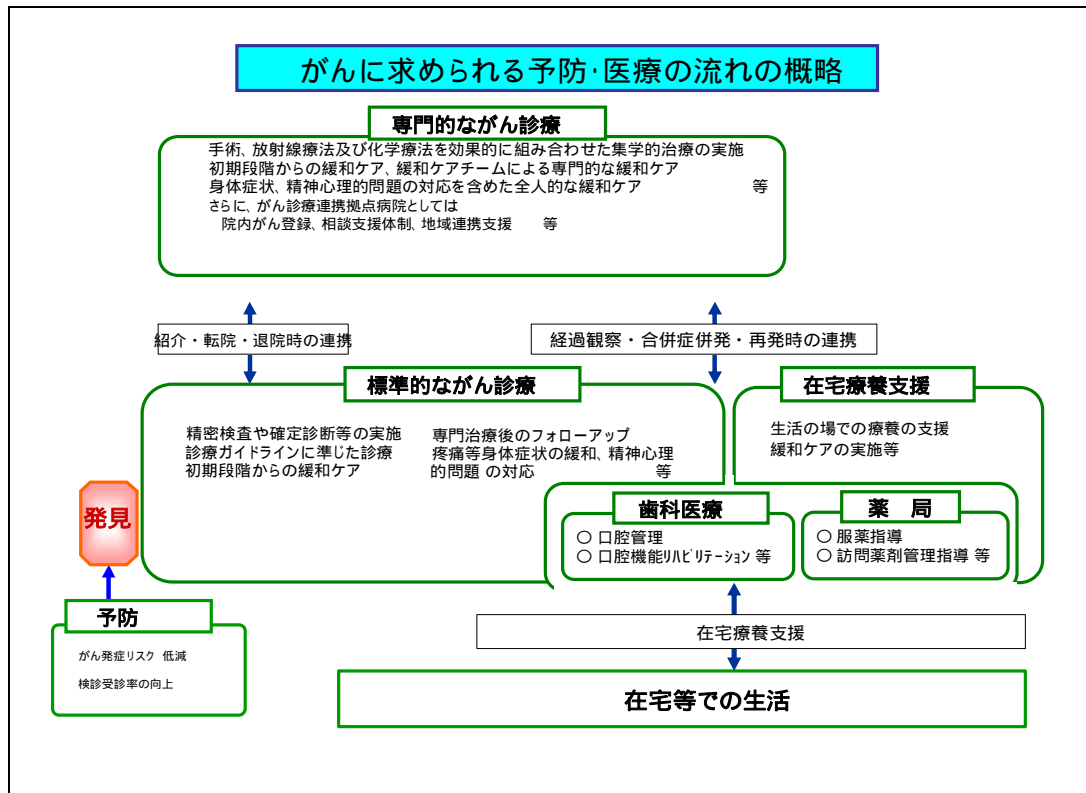
住民・患者への情報提供

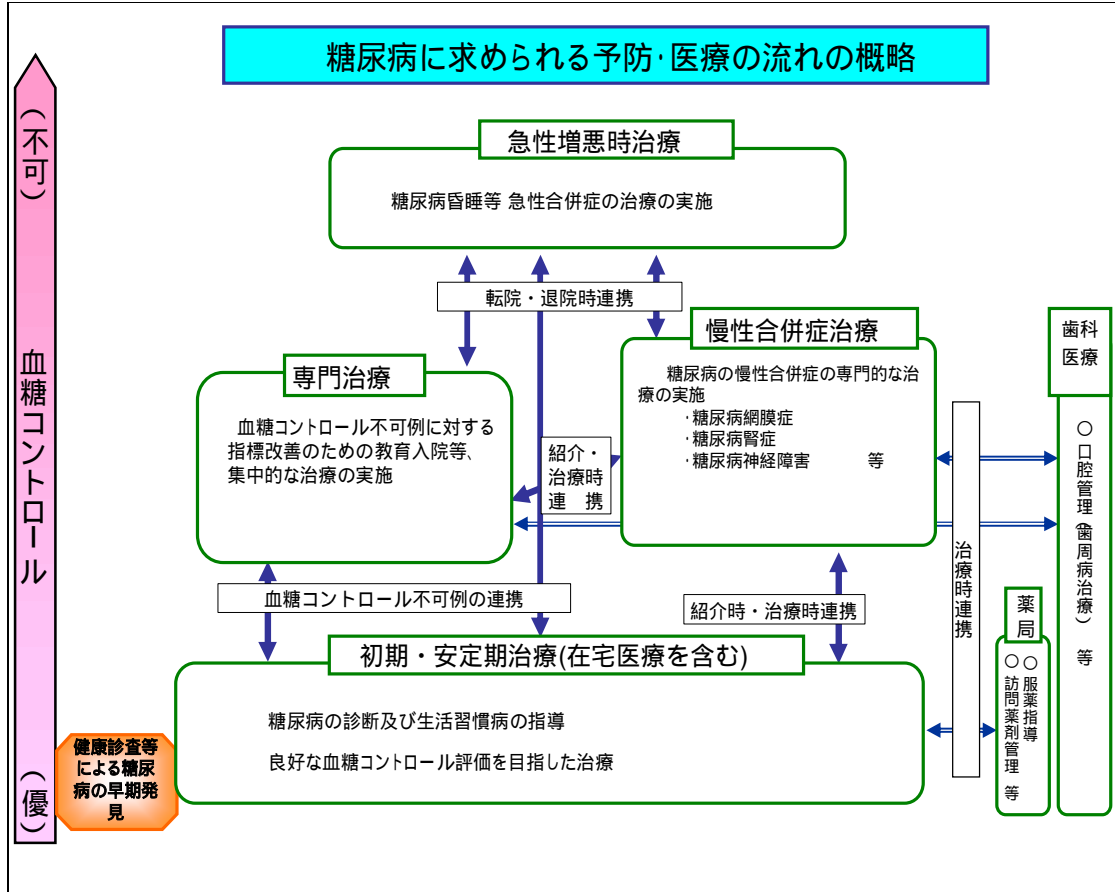
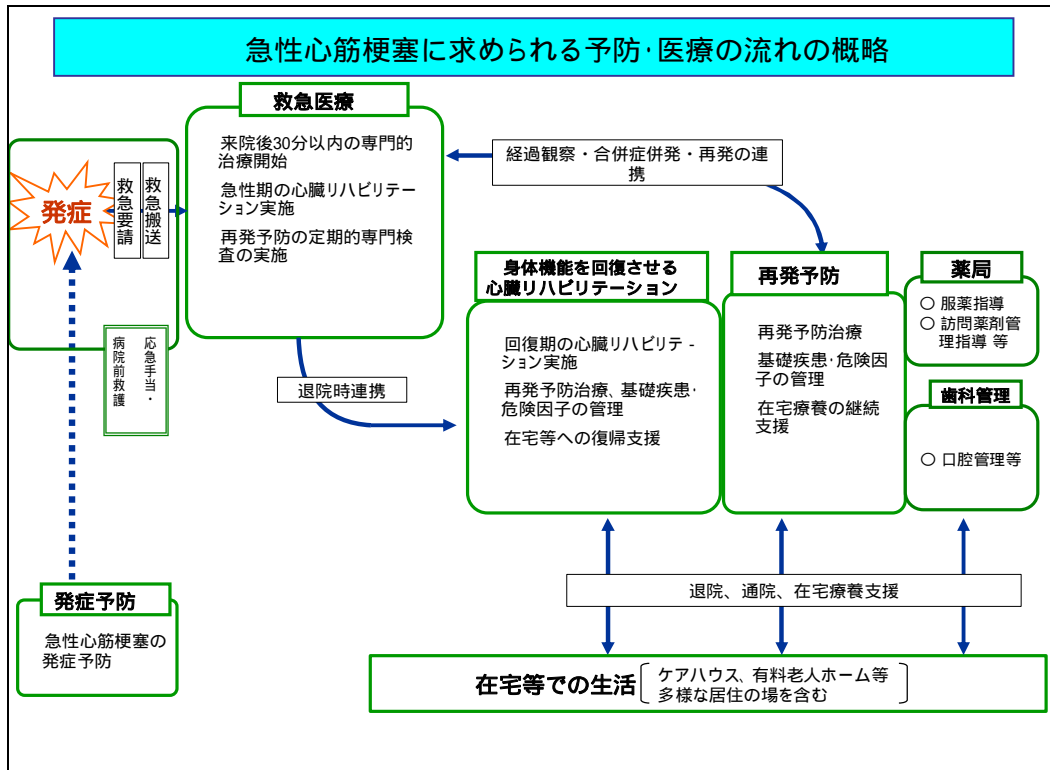
専門医の配置や対応可能な治療内容など、各医療機関が有する機能を県民に分かりやすい形で提供します。

4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）に関する医療連携体制の構築

- ・ 4 疾病に関する医療連携体制の望ましい姿を明示します。
- ・ 各段階における医療を担う医療機関の名称を、別途インターネット等で公表します。

4 疾病に求められる予防・医療の流れの概略





4 疾病以外の疾病に関する施策の推進

精神保健医療、結核・感染症、臓器等移植、難病、アスベスト対策については、それぞれの状況を踏まえた上で、各般の対策を推進します。

5 事業（小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療）と在宅医療施策の推進

いわゆる5事業については、それぞれの状況を踏まえた上で、各般の対策を推進します。

ア 小児医療については、小児科医の確保に努めるとともに、小児救急電話相談事業の拡充について検討をします。

イ 周産期医療については、産科医の確保に努めます。

ウ 救急医療については、従来からの取組を着実に推進するほか、県西部の三次救急医療体制を整備します。

エ 災害医療については、医療機関だけでなく、消防や自衛隊など、関係機関との連携推進に努めます。

オ へき地医療については、へき地で診療に従事する医師を確保するとともに、へき地医療への支援体制を充実します。

カ 在宅医療・在宅歯科医療については、地域の医療、歯科医療、看護、薬局、介護施設の連携強化を推進するとともに、携わる人材の育成を推進します。

歯科保健医療施策の推進

- ・ 歯科保健については、生涯の各ステージに応じた対策を推進するとともに、特定健診・特定保健指導と連携を図った歯科保健指導を推進します。
- ・ 歯科医療体制の整備については、歯科医療における病診連携・診診連携を図るほか、4疾病に関する医療連携体制に参画するなど、医科との連携も推進します。

医薬等施策の推進

- ・ かかりつけ薬局の普及啓発を図るほか、休日・夜間の対応を含めて地域の実情にあった医薬分業の推進に努めます。

(3) 医療安全対策の推進

- ・ 医療安全に関する各種情報を医療機関や医療関係団体へ周知します。
- ・ 県等における医療相談の実施のほか、各病院等における患者相談窓口の設置を促進します。

(4) 将来の保健医療体制の姿と保健医療計画による事業の推進

疾病又は事業ごとに、良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、本県の実状に応じた数値目標を設定します。

目標の実現に向けて、県、市町、医療提供施設の開設者、県民・患者のそれぞれが主体的に取り組むこととしています。県では、必要に応じ香川県医療審議会等で議論いただくとともに、特に4疾病5事業について、計画推進のための協議の場を順次設けるなど、円滑な連携が推進されるよう努めます。

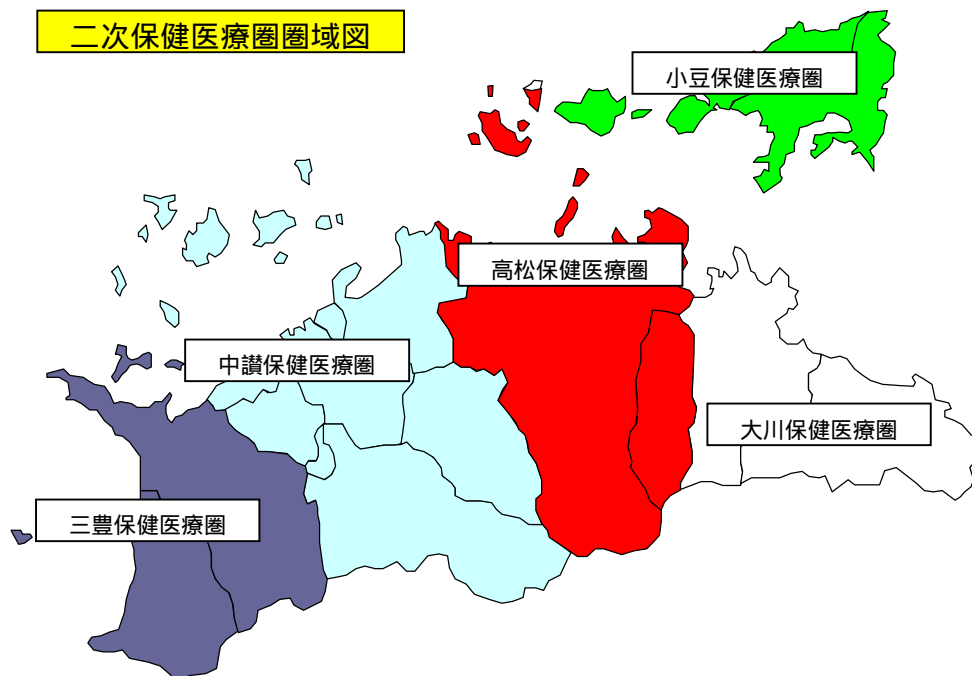
(5) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組

保健・医療・介護（福祉）の連携、健康づくり運動や食育の推進、高齢者、障害者及び母子保健福祉対策等に取り組めます。

5 二次保健医療圏及び基準病床数の設定状況

(1)二次保健医療圏

下図のとおりです。なお、第四次計画からの変更はありません。



(2)基準病床数（ 既存病床数は平成 19 年 12 月末現在）

下表のとおりです。

病床の種別	圏域名	基準病床数（床）	既存病床数（床）
療養病床 及び 一般病床	大川保健医療圏	505	879
	小豆保健医療圏	237	405
	高松保健医療圏	4,634	5,552
	中讃保健医療圏	2,926	3,664
	三豊保健医療圏	1,176	2,166
	計	9,478	12,666
精神病床	県全域	3,501	3,831
結核病床	県全域	99	135
感染症病床	県全域	28	18